2024_{年度} おすすめ助成金のご案内

「よりよい職場環境づくり」に助成金を活用しませんか?

助成金とは

助成金は返済不要で、企業の労働環境改善のために活用することができます。働き方改革関連法への対応・採用・離職率低下・モチベーションアップ等の経営課題を解決するため、最適な助成金をご提案させていただきます。

《働き方改革推進支援助成金》 労働時間短縮・年休促進支援コース

- 法改正対応に活用できる助成金です-



特別休暇制度

& 有給休暇の時間単位と 計画的付与

1名賃上げ実施

従業員数30人以下の場合



万田

昨年度に引き続き 活用しやすい助成金!

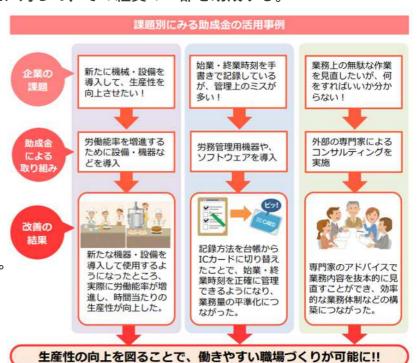
概要

労働時間の短縮や年次有給休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組むことを目的 として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、 改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成する。

成果目標

いずれかひとつ以上の目標を達成すること

- ① 全ての対象事業場において、月60時間 を超える 36協定の時間外・休日労働時 間数を縮減させること。
 - 上限額 100~200万円
- ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに 導入すること。 上限額 25万円
- ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに 導入し、且つ交付要綱で規定する特別休暇 (病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休 暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特 別休暇)のいずれかを新たに導入すること。 上限額 25万円
- ※上記の成果目標に加えて、労働者の時間当 たりの賃金額を3%または5%以上の賃金 引き上げを行うと加算額が支給される。



支給額

「成果目標」の達成状況に応じて、支給対象となる取り組みの実施に要した経費の 一部を支給。

以下のいずれか低い額

- Ⅰ ①~③の上限額+加算額(該当すれば)の合計額
- Ⅱ 対象経費の合計額×補助率3/4(※条件によって4/5)

社会保険労務士 山田事務所

TEL: 076-221-2114

<業務改善助成金>

最低賃金引上げに活用できる助成金です



賃金引上げで 使える!

対象者の人数や 引上げ額に よって変動

最大

600 万円 🥫

旬の助成金

概要

中小企業の事業主が、地域別最低賃金から50円以内の賃金の労働者などを昇給して、 事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合 に助成する。

支給額

事業場内最低賃金の引き上げ人数及び引き上げ額に応じて、支給対象となる取り組 みの実施に要した経費の一部を支給。以下のいずれか低い額

- ①事業場規模30人未満の場合、1人を対象に30円昇給すると60万円が上限に、 10人以上を90円昇給すると最大600万円が上限となります。
- ②設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額(4/5 3/4 など)

<両立支援等助成金>育児休業等支援コース

Q.

- 育児休業で活用できる助成金です-

育児休業で 使える! 600 万円

※加算もあります!

昨年度に引き続き 活用しやすい助成金!

概要

中小企業事業主が、育休復帰支援プランを作成し、プランに基づき労働者の円滑な育休取得・職場復帰に取り組んだ場合、育休取得者の代替要員を確保し育休取得者 を原職復帰させた場合、復帰後仕事と育児の両立が特に困難な時期の労働者の支援 に取り組んだ場合に助成する。

支給額

①育休取得時:30万円 ②職場復帰時:30万円

※その他、業務代替などいくつかの加算もあります。

< 両 立 支 援 等 助 成 金 > 介 護 離 職 防 止 支 援 コ ー ス

- 介護休業も助成金を活用できます!-



従業員様から介護休業の相談がありましたら、山田事務所まで お声掛けください! 詳細をご説明します。 今年度も注目の 助成金!

最大 125 万円

社会保険労務士 山田事務所

TEL: 076-221-2114